

令和3年度東京都北区定期監査（本庁等）結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、  
令和3年度定期監査（本庁等）の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年8月20日

東京都北区監査委員	石井	稔
同	佐藤	明充
同	いな	がき 浩
同	花見	たかし

## 別紙

### 令和3年度定期監査（本庁等）の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を報告します。

なお、監査に当たっては、令和3年5月20日までは、青木博子前監査委員、大畑修前監査委員が関与し、同月21日からは、いながき浩監査委員、花見たかし監査委員が関与しました。

## 記

### 1 監査実施日及び監査対象課

	監査実施日	対 象 課
政策経営部	5月19日(水)	企画課、基本構想担当副参事、経営改革・公共施設再配置推進担当課、財政課、情報政策課、広報課、シティプロモーション推進担当課
総務部	5月14日(金)	総務課、新庁舎担当副参事、職員課、多様性社会推進課
	5月17日(月)	契約管財課、営繕課、設備・保全担当副参事
危機管理室	5月27日(木)	防災・危機管理課、国土強靱化地域計画担当副参事、地域防災担当課、生活安全担当課
地域振興部	6月28日(月)	地域振興課、都市交流推進担当副参事、区民施設担当副参事、文化施策担当課
	6月29日(火)	産業振興課、観光振興担当副参事、スポーツ推進課、東京オリンピック・パラリンピック担当課
区民部	7月1日(木)	戸籍住民課、国保年金課
	7月2日(金)	税務課、収納推進課
生活環境部	5月28日(金)	リサイクル清掃課、環境課、北区清掃事務所
健康福祉部	7月12日(月)	健康福祉課、大規模福祉施設整備担当副参事、高齢福祉課、長寿支援課
	7月13日(火)	健康推進課、地域保健担当副参事、地域医療連携推進担当課
	7月15日(木)	障害福祉課、障害者施策推進担当副参事、障害者福祉センター
	7月16日(金)	生活福祉課、北部地域保護担当課、介護保険課

健康福祉部地域保健担当参事	7月13日(火)	
北区保健所	7月13日(火)	生活衛生課、受動喫煙防止対策担当課、保健予防課、新型コロナウイルス感染症医療調整担当副参事、新型コロナウイルスワクチン接種担当課
まちづくり部	5月31日(月)	都市計画課、まちづくり推進課、防災まちづくり事業担当副参事
	6月2日(水)	住宅課、建築課
十条・王子まちづくり推進担当部	5月31日(月)	十条まちづくり担当課、連続立体交差事業担当副参事、王子まちづくり担当課
土木部	6月4日(金)	土木政策課、事業用地担当課、施設管理課、道路公園課
会計管理室	5月12日(水)	会計課
教育振興部	6月8日(火)	教育政策課、東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、学校改築施設管理課、飛鳥山博物館、中央図書館
	6月9日(水)	学校支援課、生涯学習・学校地域連携課、教育指導課、教育総合相談センター
教育環境調整担当部	6月8日(火)	学校適正配置担当課
子ども未来部	7月19日(月)	子ども未来課、子ども環境応援担当課、子どもわくわく課
	7月20日(火)	保育課、子ども家庭支援センター、児童相談所開設準備担当副参事
監査事務局	6月25日(金)	監査事務局
選挙管理委員会事務局	5月12日(水)	選挙管理委員会事務局
区議会事務局	5月12日(水)	区議会事務局

## 2 監査事項及び範囲

主として令和2年度における予算の執行及び財産の管理等、財務に関する事務並びに契約行為について監査を実施した。また、今年度は、「サービス及び給与に関する事務」を重点監査事項とし、2年度を検証した。

## 3 監査の主な着眼点

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。

- (4) 事務事業の執行及び管理運営が有効かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 指定管理者の事業報告書の点検は適正になされているか。
- (7) 服務及び給与の事務処理は適正に行われているか。

**【重点監査事項に係る主な着眼点】**

- (1) 休暇並びに職免の取得は適正に行われているか。
- (2) 超過勤務命令に関する手続きは適正に行われているか。
- (3) 旅行命令及び旅費の請求手続きは適正に行われているか。

#### 4 監査結果

財務事務や事務事業が公正かつ効率的に運営されているかどうかに着目し、監査を実施した。その結果、各事務事業における予算の執行及び財産の管理等、財務に関する事務並びに契約行為は、概ね、適正であると認められ、指摘する事項はなかった。

次に重点監査事項である「服務及び給与に関する事務」であるが、重点監査事項に係る主な着眼点に基づき、対象に監査を実施した。その結果、一部に休暇等や休憩時間の取得誤り、旅費の請求誤りが散見されたものの、概ね、適正に事務処理されているものと認められた。

服務や給与はすべての職員に関わることであるから、職員一人ひとりが制度の理解に努め、適正な事務処理を行うよう自覚を促されたい。

次に予算執行について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策が予算執行にも影を落としたが、適切な予算の補正や基金の活用などにより、予算執行は適正なものとなった。

予算執行は規律正しい事業執行の礎となるものであるから、計画的な予算執行及び進捗管理、正確な決算調製に努められたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、所管課に対し口頭により注意したので、各課において対応されたい。

#### 5 まとめ

今回の定期監査に係る要望を以下に述べる。

(1) 債権の管理について

区では債権管理条例に基づき、債権管理審査会を経て収納困難な私債権の放棄などの整理を進められているが、一部に未整理と思われる収入未済が見受けられるので、調査や法的手続きの早期化、徴収可否の判断など、徴収努力と債権放棄について、より一層、債権管理の当事者意識を持って取り組んでいただきたい。

## (2) 新公会計制度について

新公会計制度に則り財務諸表・固定資産台帳が作成・公表されているが、各課の固定資産や備品の管理において、新公会計制度に対する意識が希薄に思われる。

財務諸表等は財務分析や課題把握、状況改善に資するために、日々仕訳など不断の会計事務処理を積み上げているものであり、事業体の経営状況や経済面での潜在力、可能性などを表すものであるから、資産形成度や弾力性を測るなど将来的な事業展開の基礎資料として活用するべく真摯な取り組みを期待する。

## (3) 新型コロナウイルス感染予防対策関連事業について

新型コロナウイルス感染予防対策として事業中止や縮小、学校や施設の休止、利用自粛などとともに給付金など臨時的な支援策が実施された。

施設の休止や利用自粛にともなう指定管理者への損失補填や事業の中止・休止に伴う契約事業者への損失補填、特別定額給付金など臨時に発生した事業の事務処理について、適正性や公平性の維持などを点検したが、政策経営部の通知のもと、統率された適正な事務処理が執行されたものと認められた。

現在もワクチン接種をはじめとする感染症対策や各種の支援策などに、幅広く取り組んでいただいておりますが、会計事務処理の面においても、今後も適正性や公平性を維持し、迅速かつ適切な事務処理を願います。